

国際日本文化研究センター公開研究資源データ等取扱規則

〔令和4（2022）年4月21日 制定〕

（目的）

第1条 本規則は、国際日本文化研究センター（以下、「本センター」という。）から公開される研究資源データ等の構築、管理、及び運用等に関する基準を定め、研究資源データ等の利活用を通じて学問の発展を促進することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- （1） 「研究資源」とは、研究活動を通じて、または研究活動に資する目的で取得、作成、又は編成した、有体物及び電磁的記録（専ら、経理等の事務処理に用いるものを除く。）をいう。
- （2） 「研究資源データ」とは、電子計算機で直接処理可能な電磁的記録である研究資源、又はこれに変換された研究資源をいう。
- （3） 「アプリケーション」とは、研究資源データを処理または利用するプログラムをいう。
- （4） 「公開研究資源データ等」とは、本センターの活動として公開（将来、公開される可能性があるものを含む。）される研究資源データ及びアプリケーションをいう。
- （5） その他、特に定めのない用語の定義は、法令の規定によるものとする。

（公開研究資源データ等にかかる規則等）

第3条 公開研究資源データ等は、当該公開研究資源データ等を所掌する委員会又はそれに準ずる組織（以下、「委員会等」という。）が規則、申し合わせ、又は内規等（以下、「規則等」という。）で定める基準に適合したものでなければならない。

（公開研究資源データ等の基準）

第4条 前条の基準は、次に掲げるところによらなければならない。ただし、公開研究資源データ等の様態または公開手段等により対象となり得ない基準については、この限りでない。

1 研究資源データにかかる基準

- （1） 学問的な意義を有すること、又は学問の発展に資すること。
- （2） 本センターの活動目的及び計画に適合すること。

- (3) 管理の主体及び方法が将来にわたって定まっていること。
- (4) 本センター及び本センターから提供を受けた者が実施可能な利用方法とその利用にかかる条件が明確になっていること。また、これらを実現するための権利処理が完了していること。
- (5) 研究資源データの内容その他に関するメタデータが整備されていること。また、研究資源データ及びメタデータは、広く適用可能な形式で記述されるなど、相互運用性が最大限確保されていること。

2 アプリケーションに係る基準

- (1) サイバーセキュリティが確保されていること。
- (2) 既存の電子計算機等の設備及び機能を効率的に活用すること。
- (3) 管理の主体及び方法が将来にわたって定まっていること。
- (4) 運用及び管理に必要な資料その他の手段を備えていること。

3 公開に係る基準

- (1) 法令及び公序良俗に反しないよう、手段が講じられていること。
- (2) 公開の廃止及び公開方法の変更に係る条件及び手順が定まっていること。

(規則等における本規則との関係の明示)

第5条 委員会等は、規則等に本規則との関係を明示するものとする。

(規則等の確認)

第6条 委員会等は、規則等を制定又は改定（本規則に関係しない条項の改定を除く。）した場合、遅滞なく総合情報発信室会議に報告しなければならない。

- 2 総合情報発信室会議は、前項の規則等の内容が第4条の基準を満たさないと判断した場合、委員会等に対して、修正を要求することができる。

(公開研究資源データ等に係る情報の共有)

第7条 委員会等は、規則等に基づいて作成又は公開された公開研究資源データ等の概要及び利用状況を、総合情報発信室会議を通じて本センター内で共有するものとする。

(本規則の改定)

第8条 本規則を改定する場合、委員会等は、総合情報発信室会議に対して意見を申し述べることができる。

- 2 前項の改定が規則等に関係する場合、委員会等は、規則等を1年以内に前項の改定に合わせて改定するものとする。

(その他)

第 9 条 本規則に定めるもののほか、公開研究資源データ等に関して必要な事項は、総合情報発信室会議が別に定める。

附則

- 1 この規則は、令和 4(2022)年 4 月 21 日から施行する。
- 2 本規則の施行以前に施行されている規則等については、第 8 条第 2 項中「前項の改定」とあるのは、「本規則の制定」と読み替えて適用する。
- 3 本規則の施行以前に公開されている公開研究資源データ等については、本規則が定める基準に可能な限り合致するよう、委員会等がそれぞれ対応するものとする。